

いといがわ市

第5号

平成28年8月1日発行

農業委員会だより



不耕起栽培の取り組み

〜石田泰雅^{たいが}さん〜

大野地区で不耕起栽培に実験的に取り組み始めて2年目を迎えた石田さん(30)。石田さんは兵庫県明石市の出身で、20歳ごろ「山」に魅入られたことをきっかけに蓮華温泉で働くこととなり、5年ほど前、「まだ山に未練があったのですが(笑)」と言いながら、結婚を機に就農されました。

不耕起栽培は土壌の持つ自然の力・生態系の力を活かすため田畑を耕さずに栽培を行う農法で、石田さんは長野県高山村で技術習得をされたそうです。除草対策として浅打ちをしている水田もあるため完全な不耕起栽培の水田は一部ですが、「あと3〜4年もすると土の『肥料っ気』がさらに増える。肥料や農薬などのコストがかからない分、人件費にコストをかけるような農業を目指していきたい。また、省力化が図られる不耕起栽培は女性向きだと思う。女性の新規就農者の受け皿にもなれば」と、将来の抱負も話してくださいました。

新会長に齋藤清美委員を選出

吉原前会長の委員辞任により

約5年にわたり農業委員会会長を務

めた吉原勝廣さん(東海)が5月31日、
一身上の都合により農業委員の辞表を
提出し、6月10日開催の農業委員会総
会において委員辞任が決定しました。

同日、新会長選出の互選会を行い、

新会長に前会長職務代理者の齋藤清美
委員(須川)を選出、また、齋藤委員
の会長就任に伴い空席となった会長職
務代理者には五十嵐昭一委員(土塩)
が選出されました。任期はいずれも平
成29年7月19日までです。



齋藤清美新会長



五十嵐昭一新会長職務代理者

就任のご挨拶

齋藤 清美

このたびは吉原前会長の後任として委員の皆様からご推挙いただき心よりお礼申し上げますとともに、委員並びに農業者の皆様のご期待に添うべく鋭意努力いたす所存でございます。とりわけ、慢性的な後継者不足が続く状況の中、担い手の確保、育成に重点的に努めてまいりたいと考えております。

また、農地利用最適化推進委員の新設など、来年7月から始まる農業委員会の新しい体制づくりも難しい課題ではございますが、新制度にスムーズに移行できるよう、こちらも精力的に取り組んでまいります。

最後に、会長として、公平公正な委員会運営に努めることはもちろん、農業委員の皆様とともに活力ある地域農業の実現を目指して取り組んでまいりますので、農業者の皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。



退任のご挨拶

吉原 勝廣

私ことこの度、一身上の都合により6月10日をもって農業委員会会長並びに農業委員を退任いたしました。

顧みますと、平成23年7月から会長として努めてまいりました。この間、農業者の皆様はじめ、関係各位のご厚情とご指導を賜り、誠にありがとうございました。心からお礼と感謝を申し上げます。

今年4月に改正農業委員会法が施行され、農業委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員が法制度化されるなど、農業委員会を巡る環境が大きく変わることになりました。このようなかで、任期途中での退任となり、関係各位に大変なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

なお、後任の齋藤会長をはじめ役職者に対しても、私同様のご厚誼、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。末筆ながら、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。

農地の保有に係る課税の強化・軽減の措置について



遊休農地の解消を図るため、今年度の税制改正で、農地中間管理機構（農地集積バンク）に貸し付けた農地の固定資産税が軽減される一方、一部の遊休農地に対する課税が強化されることとなりました。課税制度の変更は平成29年度以降となりますが、概要は次のとおりです。

遊休農地(耕作されていない農地)の課税強化

農地法に基づき、農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地（1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地）の所有者に対し「農地利用意向調査」を実施します。なお、今後の利用が不可能な農地は意向調査の対象になりません。

調査回答後（概ね半年後）に現地確認を行い、回答どおりに実施していない場合、または何らかの意思表示がない場合は、農地中間管理機構との協議を勧告します。

農地中間管理機構との協議の勧告を受けた遊休農地の固定資産税評価額は通常の約1.8倍となります。

農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減

所有する全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、この農地に係る固定資産税が1/2に軽減されます。

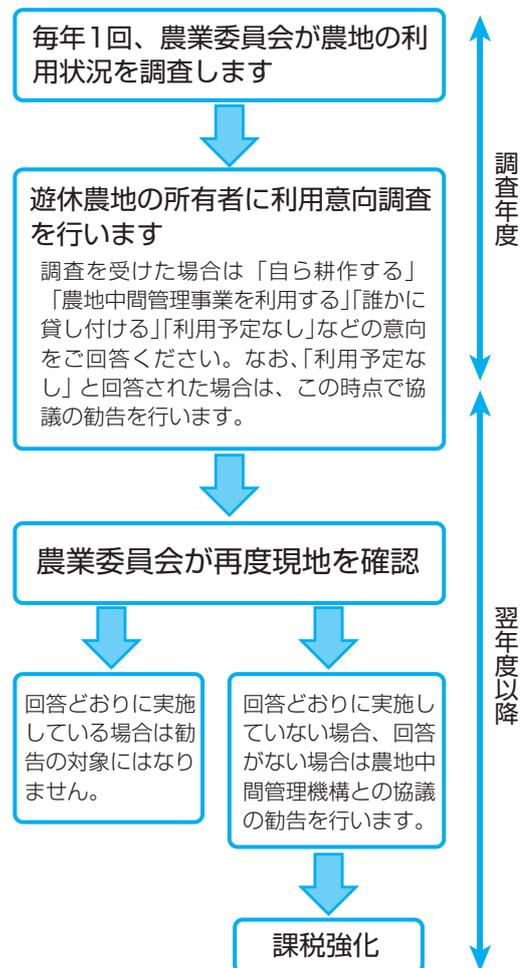
<課税の軽減期間>

- ・ 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合、最初の3年間
- ・ 15年以上の期間で貸し付けた場合、最初の5年間

※平成28年4月1日から平成29年1月1日までに機構に貸し付けた場合は、平成29年に納付する固定資産税から適用となります。

【お問い合わせ】

農地利用意向調査について・・・農業委員会事務局 電話 552-1511
固定資産税について・・・市民部市民課固定資産税係 電話 552-1511





利用状況調査にご協力ください



農業委員会では毎年、遊休農地の実態把握や農地の違反転用など、農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。

今年度は8月に実施します。農業委員が市内の農地を見回るため、農地に立ち入る場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地転用の手続き期間が2週間ほど短縮されました

今年4月の農地法改正により、30a以下の農地転用の許可手続きが簡素化されました。これにより毎月10日(10日が閉庁日の場合は直前の業務日)までに提出された農地転用の申請については、月末に開催の農業委員会総会で許可された後の翌月初旬には許可証の交付が可能となり、許可まで2週間ほど期間が短縮されました。ただし、30aを越す面積の農地転用については従前どおり新潟県農業会議に諮る必要があるため、許可までの期間に変更はありません。

農地転用の手続きはお済みですか？

農地を農地以外の用途(住宅用地、駐車場、資材置場など)で使用される場合、農地転用の手続きが必要です。許可を得ずに農地以外の用途で使用した場合、違反転用として処罰の対象となる場合があります。

不明な点がある場合は、事前に地区担当の農業委員あるいは農業委員会事務局へご相談ください。

全国農業新聞

- 月4回発行(毎週金曜日)
- 購読料 月700円
- お申込みは農業委員または農業委員会事務局へ



～農業者年金に加入しませんか～
60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方は加入できます。
興味・関心のある方は農業委員会事務局へ

糸魚川市農業委員会事務局

糸魚川市一の宮 1-2-5 (市庁舎内)
電話 552-1511 FAX 552-7372